

訪問看護ステーション ライフイニティ石打 掲示事項

運営規程の概要

フリガナ	ホウモンカンゴステーションライフニティシウチ							サ ー ビ ス の 種 類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所名	訪問看護ステーション ライフィニティ石打							事 業 所 番 号	1562490050	
所在地	〒949－6602 新潟県南魚沼市上一日市94番地							フ リ ガ ナ	イノウエ ナホミ	
								管 理 者	井上 奈保美	
連絡先	電話番号	025－788－1168					F A X 番 号	025－788－1169		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	そ の 他 年 間 の 休 日	年末年始休業する場合は書面に て告知
	休	○	○	○	○	○	○	○		
営業時間	平	日	8:00～17:00					備 考	サービスの提供は、利用者の希望に 応じて365日24時間対応する。	
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分					
	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が定める告示上の基準額					
その他の 費用	キャンセル料金 前日までは利用料の50% 当日は100%									
	死亡処置料12,000円									
	介護保険を適用する利用者にかかる交通費について、次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合に実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。 － 5kmまで 250円(税込み) 5km以上10km未満 500円(税込み) 10km以上 15km未満 750円(税込み) 15Km以上 20Km未満 1,000円 20km以上 上記金額に加え、5kmごとに250円(税込み)									
	医療保険を適用する利用者は、交通費の実額を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。 － 5kmまで 250円(税込み) 5km以上10km未満 500円(税込み) 10km以上 15km未満 750円(税込み) 15Km以上 20Km未満 1,000円 20km以上 上記金額に加え、5kmごとに250円(税込み)									
	介護保険を適用する利用者で、津南町に居住する者について、事業の実施地域を超えた場合は、交通費の実額を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、事業所から直線距離で16kmの地点を起算として次の額を徴収する。 － 5kmまで 250円(税込み) 5km以上10km未満 500円(税込み) 医療保険を適用する利用者で、津南町に居住する者については、交通費の実額を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は距離数に関わらず、次の額を徴収する。 － 750円(税込み)									
	有料駐車場を使用する場合の駐車料金は利用者負担とする。									
通常 の 事業 の 実施 地域	南魚沼市(旧塩沢町全域)・湯沢町(一部地域)・津南町(一部地域)									
	備 考									

従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
看護師	4	
理学療法士	1	

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。(一定以上の所得のある方は2割(2021年4月から))の額です。

《訪問看護》

※指定訪問看護ステーションの場合

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額1割の場合)	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
看護職員が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満	3,140 円	314 円	3,140 円
	20分以上30分未満	4,710 円	471 円	4,710 円
	30分以上1時間未満	8,230 円	823 円	8,230 円
	1時間以上1時間30分未満	11,280 円	1,128 円	11,280 円
理学療法士等が行う訪問看護の場合(1回につき) (1日に3回以上訪問看護を提供した場合は90%)		2,940 円	294 円	2,940 円

《介護予防訪問看護》

※指定訪問看護ステーションの場合

取扱要件		基本利用料	利用者負担金(自己負担額1割の場合)	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
看護職員が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)	20分未満	3,030 円	303 円	3,030 円
	20分以上30分未満	4,510 円	451 円	4,510 円
	30分以上1時間未満	7,940 円	794 円	7,940 円
	1時間以上1時間30分未満	10,900 円	1,090 円	10,900 円
理学療法士等が行う訪問看護の場合(1回につき) (1日に3回以上訪問看護を提供した場合は90%)		284 円	284 円	284 円

◎加算及び減算

《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

加 算 ・ 減 算		利用料	利用者負担金(自己負担額1割の場合)	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
1時間30分以上の(介護予防)訪問看護を行った場合 の加算(1回につき)(☆)		3,000 円	300 円	3,000 円
2人以上による(介護予防) 訪問看護を行う場合の加算 (1回につき)(☆)	30分未満の場合	2,540 円	254 円	2,540 円
	30分以上の場合	4,020 円	402 円	4,030 円
緊急時(介護予防)訪問看護 加算(1回につき)(※2)	訪問看護ステーションの場合	5,740 円	574 円	5,740 円
	病院又は診療所の場合	3,150 円	315 円	3,150 円
専門管理加算(1月につき)(緩和ケア)		2,500 円	250 円	2,500 円
特別管理加算Ⅰ(1月につき)(※2)		5,000 円	500 円	5,000 円
特別管理加算Ⅱ(1月につき)(※2)		2,500 円	250 円	2,500 円
サービス提供体制加算Ⅰ(1回につき)		60 円	6 円	60 円
初回加算Ⅰ(1月につき)		3,500 円	350 円	3,500 円
初回加算Ⅱ(1月につき)		3,000 円	300 円	3,000 円
退院時共同指導加算(退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)		6,000 円	600 円	6,000 円
夜間早朝・深夜加算(1回につき)(☆)		夜間、早朝の場合上記基本利用料に25% 深夜の場合50%加算されます		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (1回につき)(※2)		上記基本利用料に5%加算されます		

《訪問看護》

加 算 ・ 減 算	基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）	
		（法定代理受領分）	（法定代理受領分以外）
ターミナルケア加算（※2）	25,000 円	2,500 円	25,000 円

注 （※1）体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要の加算及び減算については斜線

（※2）の加算は、区分支給限度額の算定対象からは除外される。

☆印の加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合には算定しない。また、減算の場合には、適用されない。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行います。
- 当事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

・・・別紙のとおり